

平成二十一年六月十日提出
質問第五二三号

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四六四号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、平成二十一年度における便宜供与の格付けについて、「お尋ねの『格付け』の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C | G G、C C | H H、D D、T T | X X及びT Tの分類を設けている。」との答弁がなされている。右の八つの分類にはどのような公職、立場にある者が該当するのか、それぞれ詳細に明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、我が国の在外公館のうち、大使館と総領事館が行う便宜供与の対象について「お尋ねの『二の便宜供与を行う対象』の意味するところが必ずしも明らかでないが、大使館及び総領事館はいずれも一について述べた便宜供与取扱基準に従ってそれぞれの分類について適切に対応してきている。」との答弁がなされている。外務省の便宜供与取扱基準で定められている、大使館と総領事館が行うべき便宜供与の分類はどの様になっているのか、一の八つの分類のうち、大使館と総領事館はそれぞれどの分類を担当しているのか、詳細に説明されたい。

右質問する。